

## ○寒川町猫不妊・去勢手術費助成事業補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼猫及び飼い主のいない猫に対する不妊又は去勢の手術の実施を普及することにより飼い主のいない猫、捨て猫等の増加及び猫による被害を防止するため、猫を飼養し、又は保護している者に対して、猫の不妊又は去勢の手術に要する費用の一部を予算の範囲以内において助成する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 補助金の交付の対象者は、寒川町に住民登録を有し、健康な猫を飼養し、又は保護している者(飼養を営業とする者を除く。)とし、1世帯につき1年度3匹までとする。

### (手術の実施者)

第3条 手術の実施者は、寒川町内又は茅ヶ崎市内で診療施設を開設している獣医師(獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条に規定する免許を有する者をいう。)とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 不妊手術の場合 1匹につき5,000円
- (2) 去勢手術の場合 1匹につき3,000円

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、猫不妊・去勢手術費助成事業補助金交付申請書(第1号様式)を事前に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、猫不妊・去勢手術費助成事業補助金交付決定通知書(第2号様式、以下「決定通知書」という。)を前条の規定による申請を行った者に交付する。

### (事業の取り下げ)

第7条 前条に規定する交付決定を受けた者が、不妊又は去勢の手術の実施を取りやめるときは、その旨を町長に申し出て、決定通知書を返還しなければならない。

(手術実施の時期)

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内(当該期間内に当該決定通知書の交付を受けた日の属する年度の末日を過ぎるときは、当該年度の末日までとする。)に不妊又は去勢の手術を受けさせなければならない。

(実績報告)

第9条 前条の規定により不妊又は去勢の手術を受けさせた者は、当該手術を受させた日の翌日から起算して1週間以内に猫不妊・去勢手術費助成事業補助金実績報告書(第3号様式、以下「実績報告書」という。)に領収書を添えて提出しなければならない。

(補助金の支出の時期及び方法)

第10条 町長は、実績報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に指定された金融機関の口座に振り込むこととする。

(補助金の決定取消し又は返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、不正の手續により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部を取消し、すでに交付をした補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。